別紙

社会福祉施設等の用途に係る調査書

　今回の申請について下記のとおり回答します。（□にレを入れ回答して下さい。）

**６項ロ**

* （１）老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
* （２）救護施設
* （３）乳児院
* （４）障害児入所施設
* （５）障害者入所施設

**６項ハ**

* ６項ハ（１）老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム等
* ６項ハ（２）厚生施設
* ６項ハ（３）助産施設、保育所、幼保連携型認定保育園等
* ６項ハ（４）児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設等
* ６項ハ（５）身体障害者福祉センター、障害者支援施設（６項ロ（５）に掲げるものを除く。）

宿泊の有無　　　□宿泊あり　　□宿泊なし

※上記の項目に際して不明な点がございましたら予防課と打ち合わせをして下さい。

　菊池広域連合消防本部予防課

裏面の回答に関して、間違いのないことを申し添え署名をお願いします。

令和　　年　　月　　日

防火対象物名称 ：

〃　 住所 ：

電話番号 　 ：

　所有・占有・管理者

住　所　：

（法人の場合は、名称及び代表者職・氏名）

名　称　：

氏　名　：

※消防記入

担当者　職氏名 ：　職　　　　　　　氏名

**判定　　　項**

菊池広域連合消防本部予防課

**菊池広域連合消防本部予防課**

**用途に係る詳細な分類表**

**菊池広域連合消防本部予防課**

**６項ロ（１）に掲げる防火対象物**

１　老人短期入所施設とは、６５歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。

２　養護老人ホームとは、６５歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。

３　特別養護老人ホームとは、６５歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものなどを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。

４　軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を総合的に供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。）をいう。この場合において、６項ロに該当する施設は、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。

５　有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護）、、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事又は健康管理をいう。）供与する事業を行う施設であって、老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設でないものをいう。この場合において、６項ロに該当する施設は、避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。

６　介護老人保健施設とは、要介護者（要介護状態にある６５歳以上の者、又は、要介護状態にある４０歳以上６５歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する次の特定疾病であるもので、病状が安定期にあり、当該施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

1. がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。）
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症

（10）早老症

（11）多系統萎縮症

（12）糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

（13）脳血管疾患

（14）閉塞性動脈硬化症

（15）慢性閉塞性肺疾患

（16）両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

７　老人福祉法第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、６５歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を特別養護老人ホーム等の施設に短期入所させ、養護する事業を行う施設をいう。

８　老人福祉法第５条の２第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。

９　認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、６５歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障のある者が、やむを得ない事曲により老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるとき、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。

**６項ロ（２）に掲げる防火対象物**

１　救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるための独立して日常生活を営むことができない困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。

**６項ロ（３）に掲げる防火対象物**

１　乳児院とは、乳児（保険上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね２歳未満の幼児を含む。）を入院させて、これを養育することを目的とする施設をいう。

**６項ロ（４）に掲げる防火対象物**

１　障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、日常生活の指導及び知能技能の付与並びに治療を行う施設をいう。

**６項ロ（５）に掲げる防火対象物**

１　障害者支援施設とは、１８歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を入所させ、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援者施設及び児童家庭支援センターをいう。）を除く。）をいう。この場合において、６項ロに該当する施設は、主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。

２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第５条第８項に規定する短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。この場合において、６項ロに該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

３　障害者総合支援法第５条第１５項に規定する共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいうこの場合において、６項ロに該当する施設は、避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

**補足事項**

１　要介護状態とは、介護保険法（平成９年１２月１７日法律第１２３号）第７条第１項に規定するものをいうものとする。

２　６項ロ（１）に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、規則第５条第３項に規定する区分に該当する者（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７条第１項に定める要介護状態区分が３以上の者。以下「避難が困難な要介護者」という。）の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安とすること。

３　６項（１）に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、以下の（１）及び（２）の条件に該当することを判断の目安とすること。

1. 実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。
2. 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者の半数以上であること。

４　前２及び３における入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な常態として、３ヶ月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。

５　６項（１）に規定するその他これらに類するものとして「総務省玲で定めるもの」については前２及び３と同様に判断すること。

６　６項（５）に規定する「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」とは、規則第５条第５項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第４条第４項に定める障害支援区分が４以上の者）が概ね８割を超えることを原則としつつ、障害者支援区分認定を受けていない者にあっては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。

※２～６については備考１参照

７　サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置又は運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居にしている老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして６項ロ又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住居が、全住戸の半数以上である場合は、６項ロとする。（備考２参照）

**６項ハ（１）に掲げる防火対象物**

１　老人デイサービスセンターとは、６５歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その者を現に擁護する者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜の供与をすることを目的とする施設をいう。

２　軽費老人ホームのうち、６項ハに該当するものは、６項ロに掲げる防火対象物に該当しない軽費老人ホームをいう。

３老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。

４　老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に擁護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人（以下この表において「介護を受ける老人」という。）に係る状況の把握、介護を受ける老人又はその者を現に擁護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の介護を受ける老人又はその者を現に養護する者に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

５　有料老人ホームのうち、６項ハに該当するものは、６項ロに掲げる防火対象物に該当しない有料老人ホームをいう。

６　老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があって日常生活を営むのに支障がある６５歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。

７　小規模多機能型居宅介護事業を行う施設のうち、６項ハに該当するものは、６項ロに掲げる防火対象物に該当しない小規模多機能型居宅介護事業を行う施設をいう。

**６項ハ（２）に掲げる防火対象物**

１　厚生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。

**６項ハ（３）に掲げる防火対象物**

１　助産施設とは、保険上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。

２　保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。

３　幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満３歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設をいう。

４　児童養護施設とは、乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設をいう。

５　児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設をいう。

６　児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。

７　児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

８　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第２４条第１項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者を行う事業をいう。

**６項ハ（４）に掲げる防火対象物**

１　児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

２　情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障がいを有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治すことを目的とする施設をいう。

３　児童福祉法第６条の２第２項若しくは第４項に規定する児童発達支援若しくは放課後デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

**６項ハ（５）に掲げる防火対象物**

１　身体障害福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクレーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。

２　障害者支援施設のうち、６項ハに該当するものは、６項ロに掲げる防火対象物に該当しない障害者支援施設をいう。

３　地域活動支援センターとは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の選択の提供、社会との交流の促進その他障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。

４　福祉ホームとは、現に、住居を求めている障害者につき、低額な料金で。居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

５　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者自立支援法第５条第７項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。

６　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第８項に規定する短期入所を行う施設とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。

７　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１３項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。

８　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１４項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。

９　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１５項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。

10　障害者総合支援法第５条第１５項に規定する共同生活援助を行う施設のうち、６項ハに該当するものは、６項ロに掲げる防火対象物に該当しない共同生活援助を行う施設をいう。

**補足事項**

1. 児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）又は児童厚生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。）は、本項に含まれない。（母子生活支援施設は５項ロ、児童厚生施設は１項、８項、１５項等に掲げる防火対象物として取り扱う。

（２）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２第８項に規定する小規模住居型児童養育事業（いわゆるファミリーホーム）を行う施設は、５項ロに掲げる防火対象物として取り扱う。

（３）サービス付き高齢者向け住宅その他の共同住宅で、老人を入居させ、当該施設を設置運営等している事業者又はその委託を受けた外部事業者により入居している老人に対し入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われているものについては、有料老人ホームとして６項ロ又はハとして取り扱う。この場合において、避難が困難な要介護者が入居する住戸が、全住戸の半数未満である場合は、６項ハとする。（備考２参照）